

入札説明書

件名 広島市立病院機構財務会計システムの購入及びシステム運用・保守業務

公告日 令和8年4月24日

地方独立行政法人

広島市立病院機構

— 目 次 —

I	入札全般に関する事項	
1	契約担当課及び業務担当課	P1
2	入札に関する事項	P1
3	競争入札参加資格	P2
4	一般競争入札参加資格確認申請書等の提出	P3
5	入札説明書等に関する質問	P4
6	資格審査及び審査結果の通知	P5
7	入札手続	P5
8	開札	P6
9	落札者の決定方法等	P7
10	その他	P8
II	業務が履行できることを証明する書類、入札書等及び提案書等作成要領	
1	業務が履行できることを証明する書類の作成	P11
2	入札書等の作成等	P11
3	提案書及び技術回答書等の作成	P12
	別添「入札書等の封入方法」	
III	業務が履行できることを証明する書類、入札書等及び提案書等提出要領	
1	業務が履行できることを証明する書類の提出	P16
2	入札書等及び提案書等の提出	P16
IV	落札者決定基準	P18

I 入札全般に関する事項

1 契約担当課及び業務担当課

(1) 契約担当課

〒730-8518

広島市中区基町7番33号 広島市民病院西棟2階
地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課
電話 082-569-7836 (直通)
電子メール: hirokikou-honbu@hcho.jp

(2) 業務担当課

〒730-8518

広島市中区基町7番33号 広島市民病院西棟2階
地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局財務課
電話 082-569-7832 (直通)
電子メール: honbu.zai@hcho.jp

2 入札に関する事項

(1) 件名

財務会計システムの購入及びシステム運用・保守業務

(2) 履行の内容等

本件は、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「本機構」という。）の財務会計システムの購入とシステム購入後の継続する全般的な運用・保守業務を行うものである。

詳細は、要求仕様書のとおり。

(3) 契約期間等

ア 契約期間

契約締結日から令和14年3月31日まで

イ システム納入期限

令和9年3月31日

ウ システム保守業務履行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

(4) 履行場所

本機構本部事務局及びその他本機構が指定する場所

(5) 予定価格

予定価格については、財務会計システム購入価格（以下「システム購入費」という。）及びシステム運用・保守業務に係る価格（以下「システム運用・保守費」という。）ごとに次のとおり設定する。

全体価格

190,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

内訳 システム購入費

94,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

システム運用・保守費

96,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(6) 入札区分

ア 本件は、総合評価落札方式一般競争入札で行うので、入札書に加えて、提案を求める事項に関する書類（以下「提案書」という。）及び技術回答書等の提出を求める。

イ 入札は、紙による入札で行う。

ウ 入札金額は、契約期間の総価を記載すること。

3 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更生手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、再度の資格審査申請に係る競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）又は手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実がある者でないこと。

(2) 暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等という。）である者に該当しないこと。

(3) 地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）又は広島市の競争入札参加資格「令和8・9・10年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理（コンピューター関連）」に登録されている者であること。

なお、当該競争入札参加資格を有しないもので、本件入札に参加を希望する者は、所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて病院機構本部事務局契約課へ提出すること。

(4) 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分、病院機構の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は病院機構の競争入札参加資格若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 本機構の契約に関して次のいずれかに該当しない者であること。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を締結しなかった者又は契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ アからカまでに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(7) 次に掲げる事項を証明した者であること。

国、地方公共団体、独立行政法人又は地方独立行政法人において、財務会計システムの導入実績を有すること。

(8) 次に掲げる者でないこと。

ア 広島市立病院機構財務会計システム総合評価審査委員会の委員

イ 前記アの委員が、自ら主宰又は役員若しくは顧問として関係する法人その他

4 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書等の様式の交付

一般競争入札参加資格確認申請書等の様式及び入札説明書、要求仕様書等は、本機構のホームページ (<http://www.hcho.jp>) のトップページ上の「入札・契約情報」→「入札見積情報」→「物品一覧」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合を含む。）は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告日から令和8年5月11日（月）までの、土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）（以下「休日」という。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

前記1（1）の契約担当課において交付する。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 広島市税の納税証明書（写しでも可）

※1 証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。

(ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写しでも可）

※1 「未納の額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）を提出すること。

※2 証明年月日が資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。

(エ) 財務会計システム導入実績の証明書（様式第2号）

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 令和8年5月11日（月）午後5時まで

エ 提出場所 前記1（1）の契約担当課に同じ。

オ 提出方法 持参又は郵送に限る。

※ 郵送の場合の注意事項

1 配達証明書付書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。

2 前記アに掲げる書類を同一の封筒に入れ、封筒の表に「令和8年6月3日開札」、「財務会計システムの購入及びシステム運用・保守業務」、「一般競争入札参加資格確認申請書等在中」と朱書きすること。

(3) 入札参加者は、本機構から前記（2）アの提出書類に関し説明を求められた場合、これに応

じなければならない。

(4) 病院機構又は広島市の競争入札参加資格を有していない者の参加

前記2(3)に掲げる競争入札参加資格を有していない者も、前記(4)により一般競争入札参加資格確認申請書を提出することができるが、入札に参加するためには、病院機構の指定する申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて次のとおり提出し、開札の時までに病院機構の競争入札参加資格の認定を受けていなければならない。

ア 申請期間

入札公告の日から令和8年5月11日(月)までの日(土日、祝休日等を除く)の午前8時30分から午後5時まで。

イ 申請書等の交付方法、提出場所及び問合せ先

(ア) 交付方法

病院機構のホームページ(<http://www.hcho.jp/>)トップページの「入札・契約情報」→「政府調達案件(WTO)」→「物品・役務等競争入札参加資格申請について(WTO案件)」に掲載する。

(イ) 提出場所及び問合せ先

前記(1)イに同じ。

(ウ) 申請方法

申請書及び添付書類は、前記イ(イ)の場所に持参又は郵送(配達証明書付書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)するものとし、ファクシミリによる申請は受け付けない。

5 入札説明書等に関する質問

(1) 入札説明書等に関する質問がある場合は、次のとおり質問書(様式第3号)を提出すること。

ア 提出期間

入札公告日から令和8年5月7日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

イ 提出場所

(ア) 入札、契約に関することは、前期1(1)の契約担当課

(イ) 業務が履行できることを証明する書類、提案書及び技術回答書等に関することは、前記1(2)の業務担当課

ウ 提出方法

電子メールで提出すること。

※ 電子メール送信後に前記1(1)又は(2)の連絡先へ必ず電話連絡のうえ、到達を確認すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者へ直接回答(電子メール)するほか、前記1(1)の契約担当課において令和8年6月1日(月)までの休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時までの間閲覧に供する。

6 資格審査及び審査結果の通知

(1) 本機構は、入札参加者から提出された前記4(2)アの提出書類を基に、入札参加資格を審査する。

(2) 入札参加資格の審査結果については、後日通知する。

7 入札手続

(1) 契約条項を示す場所

本機構のホームページからダウンロードできる。(前記4(1)を参照)

(2) 入札書等並びに提案書及び技術回答書等の問い合わせ先

前記5(1)イに同じ。

(3) 入札書等並びに提案書及び技術回答書等の作成方法

入札書等並びに提案書及び技術回答書等の作成方法は、「Ⅱ 業務が履行できることを証明する書類、入札書等及び提案書等作成要領」を参照のこと。

(4) 入札回数

入札回数は1回限りとし、この結果、入札参加者全員の入札金額が予定価格を上回る額となった場合は、入札を打ち切る。

(5) 入札書等並びに提案書及び技術回答書等の提出期限等

ア 提出期限

令和8年6月2日(火)午後5時まで

イ 提出場所

前記1(1)の契約担当課

(6) 入札書等並びに提案書及び技術回答書等の提出方法

ア 持参又は郵送に限る。

「入札書等」と「提案書及び技術回答書等」は、別々の封筒等として提出すること。詳細については「Ⅱ 業務が履行できることを証明する書類、入札書等及び提案書等作成要領」及び「Ⅲ 業務が履行できることを証明する書類、入札書等及び提案書等提出要領」を参照のこと。

※ 郵送の場合の注意事項

1 配達証明書付書留郵便に限る。

2 提出期限までに必着のこと。

イ 入札書等並びに提案書及び技術回答書等の提出後は、入札(開札)日時前であっても、提出された入札書等並びに提案書及び技術回答書等の書換え、差換え、撤回等は、一切認めない。

また、提出期限等を過ぎて入札書等並びに提案書及び技術回答書等を提出した者は、入札に参加していない扱いとする。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 本件入札公告及び入札説明書に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び開札日

以降、落札者の決定日までの間に当該競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

イ 一般競争入札参加資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 前記2(5)の予定価格のうち購入と保守いずれかを上回る入札金額の入札

エ 入札金額を訂正したもの

オ 入札書等並びに提案書及び技術回答書等に記名押印がないもの

カ 入札書等並びに提案書及び技術回答書等の記入文字が明確でないもの

- キ 同一の入札参加者若しくは代理人（復代理人を含む。）から2通以上の入札書等並びに提案書及び技術回答書等が提出されたもの
 - ク 指定した入札書等並びに提案書及び技術回答書等を用いないもの
 - ケ その他入札に関する条件に違反したもの
- (8) 代理人（復代理人を含む。）による入札
- ア 代理人（復代理人を含む。以下同じ。）による入札については、「Ⅱ業務が履行できることを証明する書類、入札書等及び提案書等作成要領」を参照のこと。
 - イ 入札参加者又は代理人は、本件入札について他の入札参加者の代理人を兼ねることができない。
- (9) 入札の中止等
- 本件入札に関して、天災地変があった場合、郵便による事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。
- (10) 入札の辞退
- 入札参加者は、開札の日時まで入札を辞退することができる。
- この場合、入札辞退届（様式第5号）を提出すること。なお、開札時刻後の入札辞退は認めない。

8 開札

(1) 開札日時及び場所

ア 日時

令和8年6月3日（水）午前9時00分

イ 場所

広島市中区基町7番33号 広島市民病院西棟2階
地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局契約課入札室

(2) 開札

ア 入札参加者又は代理人（以下「入札参加者等」という。）は、開札に立ち会うこと（立会人は1者につき1名とする）。なお、立ち会うことができない場合は、開札の日時までに前記1（1）の契約担当課へ連絡すること。

入札参加者等が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札参加者等は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

ウ 入札参加者等は、開札場所に入室しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ、競争入札参加資格を証する書類（競争入札参加資格審査結果通知書の写し）及び身分証明書（社員証など）を提示しなければならない。

エ 入札参加者等は、入札執行職員等がやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することはできない。

オ 開札結果は、入札の有効、無効のみ発表する。

9 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

本件は、総合評価落札方式一般競争入札で行うので、入札書に記載されたシステム購入費及び保守費用の双方が、それぞれの予定価格の制限の範囲内にある入札参加者を対象に、提案書及び技術回答書等の内容について後記（7）の財務会計システム総合評価審査委員会で公平かつ客観的に評価した上で、入札価格の評価を加算し、総得点の最も高い入札参加者が落札者となる。詳細は、「IV落札者決定基準」を参照のこと。

なお、最も高い合計点数となった入札参加者が2者以上いる場合は、次のとおりとする。

(ア) 入札参加者の「価格点」と「技術点」とが異なる場合

「技術点」が高い者を落札者とする。

(イ) 「技術点」が最も高い者が2者以上いる場合

当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。

(2) 入札参加者が1者の場合の取り扱い

入札参加者が1者の場合でも、2者以上の場合と同様に、本入札説明書に従って入札されている場合には、「IV落札者決定基準」に基づき落札者を決定する。

(3) 落札者が契約を締結しない場合等の措置

上記（1）により決定した落札者が契約を締結しないときは、次点の入札参加者を落札者の対象とする。

契約を締結しない落札者は、契約予定金額の100分の5に相当する額を損害賠償金として本機構へ支払わなければならない。また、本機構は、契約を締結しない落札者を本機構における競争入札に参加させない措置を講じる。

(4) 落札結果の通知

落札結果は、全ての入札参加者に、速やかに通知する。

(5) 入札参加者の入札価格等の公表

全ての入札参加者の商号、入札価格、技術点及び価格点は、落札者決定後これを公表する。

(6) ヒアリング等の実施

落札者決定基準による評価については、提出された提案書等に基づいて行う。提案書等に関するヒアリングを下記の日程により行う。

ヒアリング等は、入札参加者によるプレゼンテーション及び「財務会計システム総合評価審査委員会」の委員からの質疑の形態とする。

プレゼンテーションは、原則、現場責任者として予定する者が実施すること。

ヒアリングを欠席した入札参加者については、技術点の評価を行わない。

ア ヒアリング等の日時

令和8年6月22日（月）

※ 時間については別途通知する。

イ ヒアリング等の場所

広島市中区基町7番33号

地方独立行政法人広島市立病院機構本部事務局

※ 会場については別途通知する。

(7) 財務会計システム総合評価審査委員会

本入札に関して、「IV 落札者決定基準」に関する事、落札者の決定に関する事、及びその他必要な事項に関する事等を審査するために、「財務会計システム総合評価審査委員会」を設置している。委員は落札者決定後に公表する。

また、本入札に参加しようとする者は、財務会計システム総合評価審査委員会の委員及び外部委員に対して、その選任後から本件の落札者決定の公表までの間において、本件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、入札参加資格を失うことがある。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

ア 契約を締結する場合においては、「システム購入費」と「システム運用・保守費」の2つの区分においてそれぞれ納付しなければならない。

イ 「システム購入費」に係る契約保証金は、契約締結日までに契約予定金額のうち「システム購入費」に係る経費の100分の10以上の契約保証金を納付し、あわせて「システム運用・保守費」に係る契約保証金を納付する旨の誓約書を提出しなければならない。

ウ 「システム運用・保守費」に係る契約保証金は、「システム運用・保守費」の履行開始7日前の日（当日が休日に当たるときは、当日以前において、当日に最も近い休日でない日。以下同じ。）までに、「システム運用・保守費」に係る経費の最高支払限度額（各年度の支払限度額のうち最高額。各年度の支払限度額が同額の場合は、年額相当額）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約の継続性から、「システム運用・保守費」に係る契約保証金の納付は、「システム購入費」に係る契約保証金を充当することができる。その場合、「システム運用・保守費」の履行開始7日前の日までに、その旨を文書で申し入れを行い、「システム購入費」の履行確認検査終了後、充当後の残金を請求するものとする。

エ 保険会社との間に広島市立病院機構を被保険者とする履行保証保険を締結して、本機構に提出したときは、契約保証金の納付を免除する。この場合においても、「システム購入費」と「システム運用・保守費」を分けて保険に加入することができる。

「システム購入費」と「システム運用・保守費」を分けて保険に加入する場合において、「システム購入費」に係る履行保証保険については、「システム購入費」に係る履行期間を保険期間とし、あわせて「システム運用・保守費」に係る契約保証金を納付する旨の誓約書を提出しなければならない。

「システム運用・保守費」に係る履行保証保険については、「システム運用・保守費」の当初の履行保証保険を提出する際に、当該履行保証保険（1年間又は複数年間）の満了日から起算して7日前の日（当日が休日に当たるときは、当日以前において、当日に最も近い休日でない日）までに、残余年度の履行期間について、これを保険期間（1年間又は複数年間）とする新たな履行保証保険を締結して提出すること、又は当該7日前の日までに最高支払限度額の100分の10以上の契約保証金を納付することの誓約書を提出しなければなら

い。当該期限までに、新たな履行保証保険を締結して提出しないとき、又は契約保証金を納付しないときは、直ちに契約を解除する。その後の残余年度の履行保証保険についても、同様とする。

オ なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険会社の審査が必要であり、特に履行期間が複数年間の場合は審査に時間を要するため、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険会社と相談しておくこと。

(3) 契約手続における交渉の有無

無

(4) 契約書の作成

ア 契約の相手方が決定したときは、本機構が定めた日までに契約書の取り交わしをするものとする。

イ 落札者が上記アの期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本機構及び落札者がそれぞれ記名・押印の上、各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。

(5) 契約条項

「契約書（案）」のとおり。

(6) 「業務が履行できることを証明する書類」、「入札書等」及び「提案書及び技術回答書等」並びに提案内容の取扱い

ア 「業務が履行できることを証明する書類」、「入札書等」及び「提案書及び技術回答書等」の作成に要する費用は、すべて入札参加者の負担とする。

イ 受理した書類は、一切返却しない。また、受理した書類の差替え及び再提出は認めない。

ウ 入札参加者が、自己に有利なることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと調査に基づき判断される場合には、当該入札参加者のした入札は無効とする。

エ 落札者の提案内容のうち、本機構が必要と認めたものについては、本契約の仕様として盛り込むこととする。

オ 提案書及び技術回答書等に係る著作権は、それぞれの作成者に帰属することとする。

カ なお、提案書及び技術回答書等の記述が、著作権などの日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は入札参加者が負うこととする。

(7) 秘密保持

提出された一般競争入札参加資格確認申請書や提案書等に係る内容は、落札者決定の目的以外に提出者に無断で使用することはない。

また、その内容は、「Ⅱ業務が履行できることを証明する書類、入札書等及び提案書等作成要領」の3(3)ウの提案書(評価用)及び(8)ウの提案を求める事項対応表(評価用)を除き、他者に知られることはない。ただし、広島市情報公開条例第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等の不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。